



伊達市「だってちゃん」

## 令和7年度 集団指導

認知症対応型通所介護事業所  
介護予防認知症対応型通所介護事業所

伊達市 高齢福祉課 介護保険係

# 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所

---

1. 基準条例について
2. 各種届出について
3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項
4. 電子申請届出システムについて
5. 介護職員等処遇改善加算について
6. 事故報告について
7. 指導及び監査について

# 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所

---

1. 基準条例について
2. 各種届出について
3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項
4. 電子申請届出システムについて
5. 介護職員等処遇改善加算について
6. 事故報告について
7. 指導及び監査について

# 1. 基準にかかるとる条例

- 伊達市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例
- 伊達市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例

## (1) 基本方針

### ①基本方針（条例第99条／予防条例第5条）

- 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症である利用者（※1）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、認知症（※2）である利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

※1 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く

※2 法第5条の2第1項に規定する認知症

## (2) 人員に関する基準

### ① 従業者の員数 (第100条・103条/第6条・第9条)

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上
看護職員 介護職員	単位ごとに専従で1以上かつサービス提供時間に応じて1以上 ※利用者の処遇に支障がない場合は、一体的にサービスを提供できる 場合に限り、他の単位の同職種として兼務可
機能訓練 指導員	1以上 ※当該事業所の他の業務と兼務可

※共用型については、事業ごとに規定する従業員の員数を満たすために必要な数以上

#### ■ チェック

- ✓ 利用者に対し、従業員の員数は適切であるか
- ✓ 必要な専門職が配置されているか
- ✓ 必要な資格を有しているか

## (2) 人員に関する基準

### ②管理者 (第101条・第105条／第7条・第11条)

事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

管 理 者	常勤・専従 ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他職種及び他事業所 又は施設等の職種との兼務可
-------	--

#### ■チェック

- ✓ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か
- ✓ 管理者は必要な研修を受けているか

※「必要な研修」について

「認知症介護実践者研修」若しくは「基礎課程」及び「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指します。

### (3) 設備に関する基準

#### ①設備及び備品等 (第102条/第8条)

【単独型・併設型】

認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害設備及び認知症対応型通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

食 堂	それぞれ必要な広さを有し、その合計した面積が 利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相 談 室	遮蔽物の設置等により相談内容が漏洩しないように配慮されている

- 使用目的に沿った使用をしているか⇒用途を変更した場合は変更届が必要
- 消防法等に規定された基準設備を有しているか  
⇒定期的に報知器の点検や消火器の使用期限をチェックすること

#### ■チェック

- ✓ 指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致しているか
- ✓ 使用目的に沿って使われているか

## (4) 運営に関する基準

### ①内容及び手続の説明及び同意 (第11条/第12条)

事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用者の同意を得なければならない。

#### ■チェック

- ✓ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか  
⇒重要事項説明書を説明し、交付したことが記録等で確認できるよう、**同意**  
**について書面で残すこと**
- ✓ 重要事項説明書の内容に不備等はないか  
⇒運営規程の内容を基本にして作成し、整合性を図ること

## (4) 運営に関する基準

### ②受給資格等の確認 (第14条/第15条)

1. 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
2. 事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。

#### ■チェック

- ✓ 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか

## (4) 運営に関する基準

### ③居宅介護支援事業者等との連携 (第17条/第18条)

事業者は、サービスの提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### ■チェック

- ✓ サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと密接な連携に努めているか  
⇒連携を図った際は**記録をする**

### ④居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第19条/第20条)

事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

#### ■チェック

- ✓ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか  
⇒居宅サービス計画、地域密着型通所介護計画、実際のサービス内容の整合性があるか

## (4) 運営に関する基準

### ⑤サービスの提供の記録 (第22条/第22条)

1. 事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスを提供した日及びその内容、当該サービスについて利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
2. 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該申出のあった利用者に対して提供しなければならない。

#### ■チェック

- ✓ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか
- ✓ サービス提供記録に提供した具体的なサービス内容等が記録されているか
- ✓ 送迎が適切に行われているか

## (4) 運営に関する基準

### ⑥業務継続計画の策定等（第34条の2／第29条の2）

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (4) 運営に関する基準

### ⑦秘密保持等 (第37条/第34条)

1. 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
3. 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

#### ■チェック

- ✓ 個人情報利用に当たり、**あらかじめ文書により同意を得ているか**
- ✓ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか  
⇒秘密保持誓約書が作成されているか

### ⑧広告 (第38条/第35条)

事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

## (4) 運営に関する基準

### ⑨ 苦情処理 (第40条/第37条)

1. 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 事業者は、提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4. 事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

※3、4については「国民健康保険団体連合会」についても同様とする。

#### ■ チェック

- ✓ 苦情の内容は記録し、保管しているか

## (4) 運営に関する基準

### ⑩虐待の防止 (第42条の2 / 第38条の2)

- 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - ・ 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する**委員会を定期的に開催**するとともに、その**結果について、従業者に周知徹底**を図ること。
  - ・ 当該事業所における虐待の防止のための**指針を整備**すること。
  - ・ 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的に実施**すること。
  - ・ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### ⑪緊急時等の対応 (第55条 / 第26条)

サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### ■チェック

- ✓ 緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか

## (4) 運営に関する基準

### ⑫心身の状況等の把握 (第66条/第17条)

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

#### ■チェック

- ✓ サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか  
⇒ アセスメントやサービス担当者会議の記録を行う。

## (4) 運営に関する基準

### ⑬-1 利用料等の受領 (第67条/第23条)

- 1 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係るサービス費用基準額から当該事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係るサービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) サービスに通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係るサービス費用基準額を超える費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) おむつ代
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

上記に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

## (4) 運営に関する基準

### ⑬-2 利用料等の受領 (第67条/第23条)

#### ■チェック

- ✓ 利用者からの費用徴収は適切に行われているか
- ✓ 領収書を発行しているか

## (4) 運営に関する基準

### ⑭-1 認知症対応型通所介護の具体的取扱方針（第107条／第43条）

1. 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
2. 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
3. 認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
4. 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
5. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
6. 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

## (4) 運営に関する基準

### ⑭-2 認知症対応型通所介護の具体的取扱方針（第107条／第43条）

7. 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
8. 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

#### ■チェック

- ✓ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか
- ✓ 身体的拘束等を行う場合に要件（**切迫性、非代替性、一時性**）を**すべて**満たしているか
- ✓ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を**記録**しているか【令和6年4月から義務化】

## (4) 運営に関する基準

### ⑮-1 認知症対応型通所介護計画の作成 (第108条)

1. 事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。
2. 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
3. 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
4. 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
5. 従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。

## (4) 運営に関する基準

### ⑮-2 認知症対応型通所介護計画の作成 (第108条)

#### ■チェック

- ✓ 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえているか
- ✓ 機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記録しているか
- ✓ 居宅サービス計画に基づいて認知症対応型通所介護計画が立てられているか
- ✓ 利用者又はその家族への**説明・同意・交付は行われているか**
- ✓ 利用者について、計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか

## (4) 運営に関する基準

### ⑮-3 認知症対応型通所介護計画の作成 (第108条)

- 計画への利用者の同意に関する本市の取扱いについて

「居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて」  
(令和8年1月28日伊達市高齢福祉課通知) を参照のこと。

伊達市ホームページ掲載場所：

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/82926.html>

## (4) 運営に関する基準

### ⑯運営規定 (第109条/第28条)

#### ■チェック

✓ 運営における以下の重要事項について定めているか

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 従業者の職種、員数及び職務の内容
3. 営業日及び営業時間
4. 利用定員
5. 内容及び利用料その他の費用の額
6. 通常の事業の実施地域
7. サービス利用に当たっての留意事項
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策
10. 虐待の防止のための措置に関する事項
11. その他運営に関する重要事項

## (4) 運営に関する基準

### ⑰-1 勤務体制の確保等 (第73条/第29条)

1. 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2. 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3. 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該事業者は、全ての従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
4. 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

## (4) 運営に関する基準

### ⑰-2 勤務体制の確保等 (第73条/第29条)

#### ■ チェック

- ✓ サービス提供は事業所の従事者によって行われているか
- ✓ 資質向上のために研修の機会を確保しているか
- ✓ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか
- ✓ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか

## (4) 運営に関する基準

### ⑱定員の遵守 (第74条/第30条)

事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

### ⑲非常災害対策 (第75条/第31条)

1. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
2. 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

## (4) 運営に関する基準

### ⑳衛生管理等（第76条／第32条）

- 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - ・ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
  - ・ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 当該事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

## (4) 運営に関する基準

### ②1 地域との連携等 (第77条/第40条)

1. 事業者は、サービスの提供に当たっては運営推進会議を設置し、**おおむね6月に1回以上**、運営推進会議に対し指定サービスの活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
2. 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての**記録を作成**するとともに、当該**記録を公表**しなければならない。
3. 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
4. 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
5. 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。

## (4) 運営に関する基準

### ② 事故発生時の対応 (第78条/第38条)

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
3. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
4. 事業者は、第65条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

# 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症通所介護事業所

---

1. 基準条例について
2. 各種届出について
3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項
4. 電子申請届出システムについて
5. 介護職員等処遇改善加算について
6. 事故報告について
7. 指導及び監査について

## 2. 各種届出について

### ■掲載内容

- (1) 各種様式掲載場所
- (2) 変更届出書
- (3) 加算に関する届出
- (4) 協力医療機関に関する届出書

## (1) 各種掲載場所

伊達市ホームページ

■居宅介護支援・介護予防支援

「(事業者向け)居宅介護支援・介護予防支援事業について」

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/64297.html>

■地域密着型サービス

「(事業者向け)地域密着型サービス事業について」

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/822.html>

## (2) 変更届出書

事業者の指定を受けた事項に変更があった場合には、市に届出をしてください。

### ■ 提出書類

- ① 変更届出書
- ② 付表（サービス別）
- ③ 添付書類

居宅介護支援・介護予防支援

…「変更届出必要書類一覧」をご参照ください。

地域密着型サービス

…「地域密着型サービス変更届 添付書類一覧」を参照ください。

変更届出書

+

付表  
(サービス別)

+

添付書類

### ■ 提出期限

変更日以前 または 変更日から10日以内

## (2) 変更届出書

### 添付書類一覧 イメージ (居宅介護支援・介護予防支援)

	付表	運営規程	平面図	居室面積等一覧表	(登記事項証明書等(原本))	誓約書・役員及び管理者名簿	管理者の経歴書	資格証の写し	従業員の勤務体制及び形態一覧表	介護支援専門員一覧	概要	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の処理	し	協定書・契約書等の写	備考	
																付表第二号(十一)
	○:必須 △:場合によって必要。備考参照  居宅介護支援事業所 <b>【必要書類】</b> ・変更届出書(様式第2号) ・添付書類															
1	事業所・施設の名称、所在地	○	○													
2	申請者(法人)の名称・所在地				○											
3	代表者(開設者)、役員の氏名、住所及び職名				△	○										・登記事項証明書等は代表者(開設者)変更の場合
4	登記事項証明書・条例等				○											指定事業に関する部分が変わった場合に限る
5	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	○		○												各室の用途を明記
6	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	○				○	○	○	○			△				苦情処理表:管理者が苦情処理担当の場合
7	運営規程	△	○													・従業員の員数、営業時間などサービス提供に関する変更の場合は、付表等の必要書類を添付 ・変更箇所を新旧対照表等により明記
8	介護支援専門員の氏名及び登録番号	○						△	○	○						・減員の場合のみ資格者証不要

# (2) 変更届出書

## 添付書類一覧 イメージ (地域密着型サービス)

変更届出書 「変更があった事項」	提出書類			サービス別 提出要否							
	①変更届出書	②付表	③添付書類	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	共同生活介護	認知症対応型介護老人福祉施設(地域密着型)	介護老人福祉施設(複合型サービス)	看護小規模多機能型
事業所(施設)の名称	様式第2号 変更届出書	サービスごとの付表	変更後の運営規定	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所(施設)の所在地			変更後の運営規定	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者(法人)の名称			登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
主たる事務所の所在地			登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名			・登記事項証明書 ・誓約書(参考様式9-1) ・役員及び管理者名簿(参考様式9-2)	○	○	○	○	○	○	○	○
開設者研修修了証の写し			開設者研修修了証の写し	-	-	-	-	-	-	-	-
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)			登記事項証明書・条例等	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等			事業所の平面図(参考様式3-1)	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴			・勤務形態一覧表(参考様式1) ・誓約書(参考様式9-1) ・役員及び管理者名簿(参考様式9-2) ・管理者の経歴書(参考様式2) ・認知症介護実践者研修修了証または認知症対応型サービス事業管理者研修修了証	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程			運営規定(変更箇所を下線や色付け、新旧対照表等により明記)	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関・協力歯科医療機関			※入所者等定員の変更の場合 ・事業所の平面図(参考様式3-1) ・居室面積等一覧表(参考様式3-2) 協力医療機関に関する届出書 協定書・契約書等の写し	-	-	-	-	-	-	○	-
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制			協定書・契約書等の写し	-	-	-	○	○	○	-	○
連携する訪問看護を行う事業所の名称			連携する訪問看護事業所一覧(参考様式8) 変更後の訪問看護事業所との契約書の写し	○	-	-	-	-	-	-	-
連携する訪問看護を行う事業所の所在地			連携する訪問看護事業所一覧(参考様式1) 介護支援専門員一覧(参考様式10) 介護支援専門員証の写し	○	-	-	-	-	-	○	-
介護支援専門員の氏名及びその登録番号			認知症介護実践者研修修了証の写し	-	-	-	○	○	-	-	○
その他	生活相談員の変更	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の研修修了証の写し	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計画作成担当者の変更	・勤務形態一覧表(参考様式1) 資格者証等の写し	-	○	○	-	-	○	○		
	電話・FAX・メールアドレスの変更	・勤務形態一覧表(参考様式1) 介護支援専門員一覧(参考様式10) 介護支援専門員証の写し ※介護支援専門員でない計画作成担当者の場合は不要 認知症介護実践者研修修了証の写し	-	-	-	-	○	-	-		
		なし	○	○	○	○	○	○	○		

### (3) 加算に関する届出

事業者の指定を受けた事項に変更があった場合には、市に届出をしてください。

#### ■ 提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 体制等状況一覧表
- ③ (加算に応じて) 各届出書・添付書類  
…サービス種類に応じた「加算届出にかかる添付書類一覧」を参照ください。

介護給付費算定  
に係る体制等  
に関する届出書

+

体制等  
状況一覧表

+

各届出書・  
添付書類

#### ■ 提出期限

算定月の前月末まで

# (3) 加算に関する届出

## 添付書類一覧 イメージ

居宅介護支援・介護予防支援 加算届出にかかる添付書類一覧

提供サービス	そ の 他 該 当 す る 体 制 等	(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要資料
43 居宅介護支援	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	□ 1 なし □ 2 あり ①ケアプランデータ連携システムを利用していることが確認できる書類 ②(標準様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
	特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当 なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当 なし
	特定事業所集中減算	□ 1 なし □ 2 あり ①特定事業所集中減算判定様式
	特定事業所加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ □ 5 加算A 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】(別紙36)特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書【加算A】(別紙36-2)特定事業所加算Aに係る届出書 ①(標準様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②主任介護支援専門員の研修の修了証(写) ③介護支援専門員証の写し ④利用者情報・サービス提供上の留意事項等の伝達を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料 ⑤24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している事が確認できる書類 ⑥介護支援専門員についての研修計画(具体的な研修の目標、内容等を含むもの) ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していることが確認できる書類 ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していることが確認できる資料 ⑨特定事業所集中減算判定様式 ⑩介護支援専門員1人当たりの担当利用者数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であることが確認できる資料 ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが確認できる資料 ⑫他法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していることが確認できる資料 ※⑤・⑥・⑪・⑫:加算Aにおいて、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類 【加算Ⅰ】利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが確認できる資料
特定事業所医療介護連携加算	□ 1 なし □ 2 あり ①(別紙36)特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 ②退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数合計が年間35回以上であることが確認できる資料 ③ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上(※)算定していることが確認できる資料 ※令和7年3月31日までの間は5回以上、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は令和6年3月における算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間における算定回数を加えた数が15以上。	
ターミナルケアマネジメント加算	□ 1 なし □ 2 あり ①(別紙36)特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 ②24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類	
46 介護予防支援 地域包括支援センター		
46 介護予防支援 居宅介護支援事業者	特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当 なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当 なし

# (3) 加算に関する届出

地域密着型サービス 加算届出にかかる添付書類一覧

提供サービス	その他該当する体制等	(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要資料	
76 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	業務継続計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当	なし
	緊急時訪問看護加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ	①（別紙16）緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ②（参考様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル（※看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合のみ） 【加算Ⅰ】看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が確認できる書類
	特別管理体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可	①（別紙16）緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ②24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類（オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書・運営規程等）
	ターミナルケア体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①（別紙16）緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ②24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類（オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書・運営規程等）
	総合マネジメント体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ	①（別紙42）総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 【加算Ⅰ】日常的に利用者ご関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 【加算Ⅱ】下記①～④のいずれかつ以上実施していることが確認できる資料 ①障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること ②地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ③市町村が地域支援事業等に参加していること ④地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること
	認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	①（別紙12）認知症専門ケア加算に係る届出書 ②（参考様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③対象者の占める割合が利用者の2分の1以上であることが分かる書類 ④認知症介護に係る専門的な研修の修了書写し ⑤認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況が確認できる書類 【加算Ⅱ】認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上であることが分かる書類 【加算Ⅲ】認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し 【加算Ⅳ】認知症ケアに関する研修計画及び開催状況
口腔連携強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①（別紙11）口腔連携強化加算に関する届出書 ②歯科医療機関と相談体制を確保していることが確認できる書類	
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	①（別紙14）サービス提供体制強化加算に関する届出書 ②（参考様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（算定開始月の属する年度の前年度分（3月を除く）or届出日の属する月の前3月分） 【継続事業所】 →算定開始月の属する年度の前年度分（3月を除く） →前年度の実績が6月に満たない事業所（新規または再開事業所） →届出日の属する月の前3月 ③研修計画に関する書類 ④会議の開催に関する書類 ⑤健康診断の実施に関する書類 ⑥職員の割合に関する計算書（任意様式） ⑦介護福祉士の割合が関係する場合は介護福祉士の資格証の写し ⑧実務者研修終了者等が関係する場合は実務者研修終了者等の資格証の写し ⑨勤続年数が関係する場合は雇用契約書の写し	
介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ	伊達市ホームページ「介護職員等処遇改善加算について（事業者向け）」参照 <a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html</a>	

# (3) 加算に関する届出

提供サービス		その他該当する体制等			(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要書類		
78	地域密着型通所介護	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員	①(参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②職員欠員の経過についての報告書※任意様式(減算時) ③資格者証等の写し(減算削除時)	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型		なし	
		業務継続計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型			なし
		悪化又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			①要件を満たすことがわかる書類
		時間延長サービス体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可			①運営規程の写し(延長サービスを行う時間が明記されていること)
		共生型サービスの提供(生活介護事業所)	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			
		共生型サービスの提供(自立訓練事業所)	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			
		共生型サービスの提供(障害発達支援事業所)	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			※障害福祉制度の指定を受けた事業所が共生型サービス指定時のみ算定 ①障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)
		共生型サービスの提供(夜間夜間等デイサービス事業所)	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			
		生活相談員配置等加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			※共生型地域密着型通所介護を提供する場合のみ算定 ①(別紙21) 生活相談員配置等加算に係る届出書 ②(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③生活相談員の資格証、経歴書 ④派遣し、異動する動きを行っていることが分かる書類
		入浴介助加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		①浴室部分の状況がわかる平面図等 ②入浴介助に関する研修を実施することが分かる資料等
		中重度者ケア体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			①(別紙22) 中重度者ケア体制加算に係る届出書 ②(別紙22-2) 利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算) ③(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ④看護職員の資格証の写し
		重度者ケア体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			※療養通所介護を提供し、特定の条件を満たす場合のみ算定 ①(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②看護職員の資格証の写し ③認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修の修了証の写し
		生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ		①訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることがわかる契約書(協定を含む)等の写し
		個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰイ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰロ		①(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②機能訓練指導員の資格証の写し ③個別機能訓練計画書(様式)写し
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			なし
		認知症加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			①(別紙23) 認知症加算に係る届出書 ②(別紙23-2) 利用者の割合に関する計算書(認知症加算) ③(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ④認知症介護研修の修了証の写し ⑤認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していることが確認できる資料
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			※認知症加算を算定している場合は算定不可 ①若年性認知症利用者の担当者が確認できる書類(任意様式) ②(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
栄養アセスメント・栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			①(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②管理栄養士の免許証の写し		
口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			①(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し		
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			なし ※LIFEへの登録が「あり」となっていること		
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ(イの場合)	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ(イの場合)	<input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ(イ)	<input type="checkbox"/> 8 加算Ⅲ(ロ)	<input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ(イ)	①(別紙14-3) サービス提供体制強化加算に関する届出書(療養通所介護の場合は別紙14-2) ②(参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定開始月の属する年度の前年度分(3月を除く) or 届出日の属する月の前3月分) 【継続事業所】 →算定開始月の属する年度の前年度分(3月を除く) 【前年度の業績が6月に満たない事業所(新規または再開事業所)】 →届出日の属する月の前3月 ③職員との割合に関する計算書(任意様式) ④介護福祉士の割合が関係する場合: 介護福祉士の資格証の写し ⑤勤続年数が関係する場合: 雇用契約書の写し
介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 7 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ	<input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ		伊達市ホームページ「介護職員等処遇改善加算について(事業者向け)」参照 <a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html</a>

# (3) 加算に関する届出

提供サービス	その他該当する体制等		(別紙3-2) 介護給付算定に係る体制等に關する届出書・ (別紙1-3) 介護給付算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要書類
72 認知症対応型通所介護	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	①(参考様式1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②職員欠員の経過についての報告書※任意様式(減算時) ③資格者証等の写し(減算開始時)
	高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	業務継続計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①要件を満たすことがわかる書類
	訪問延長サービス体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可	
	入浴介助加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	①浴室部分の状況がわかる平面図等 ②入浴介助に関する研修を実施することが分かる資料等
	生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ	①訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることがわかる契約書(協定を含む)等の写し
	個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②機能訓練指導員の資格証の写し ③個別機能訓練計画書(様式)写し
	ADL維持等加算(申出)の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
	若年性認知症患者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①若年性認知症利用者の担当者が確保できる書類(任意様式) ②(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
	栄養アセスメント・栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②管理栄養士の免許証の写し
	口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し
	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	なし ※LIFEへの登録が「あり」となっていること
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ	①(別紙14-3) サービス提供体制強化加算に関する届出書(療養通所介護の場合は別紙14-2) ②(参考様式1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定開始月の属する年度の前年度分(3月を除く)or届出日の属する月の前3月分) 【継続事業所】 →算定開始月の属する年度の前年度分(3月を除く) 【前年度の業績が6月に満たない事業所(新規または再開事業所)】 →届出日の属する月の前3月 ③職員の割合に関する計算書(任意様式) ④介護福祉士の割合が関係する場合:介護福祉士の資格証の写し ⑤勤続年数が関係する場合:雇用契約書の写し	
介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ	伊達市ホームページ「介護職員等処遇改善加算について(事業者向け)」参照 <a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html</a>	

# (3) 加算に関する届出

提供サービス	その他該当する体制等			(別紙3-2)介護給付算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-3)介護給付算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要書類
	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員 ①(参考様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②職員欠員の経過についての報告書※任意様式(減算時) ③資格者証等の写し(減算解除時)
	身体拘束防止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	業務継続計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当	<input type="checkbox"/> 2 該当	なし
	認知症加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ ①(別紙44)認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る届出書 ②(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し 【加算Ⅰ】認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し 【加算Ⅱ】介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画
	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	※認知症加算を算定している場合は算定不可 ①若年性認知症利用者の担当者が確認できる書類(任意様式) ②(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	看護職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ ①(参考様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②看護職員の資格証の写し
	常取り連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	①(別紙13)常取り連携体制加算に係る届出書 ②看護士により24時間連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)
	訪問体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	①(別紙45)訪問体制強化加算に係る届出書 ②(参考様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
73 小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ ①(別紙42)総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 【加算Ⅰ】日常的に利用者や関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 【加算Ⅱ】多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の写し(サンプルとして数件を提出) 【加算Ⅲ】下記①～④のいずれか1つ以上実施していることが確認できる資料 ①地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること ②障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること ③地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ④市町村が実施する遠い場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること
	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	なし ※LIFEへの登録が「あり」となっていること
	生産性向上推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ ①(別紙28)生産性向上推進体制加算に係る届出書 ②平面図(介護機器の配置を明示)、写真(介護機器等の配置が確認できるもの) ③要件を満たす委員会の議事概要の書類 ④生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告内容
	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ ①(別紙14-5)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ②(参考様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定開始月の属する年度の前年度分(3月を除く)or届出日の属する月の前3月分) 【継続事業所】 →算定開始月の属する年度の前年度分(3月を除く) 【前年度の変換が6月に満たない事業所(新規または再開事業所)】 →届出日の属する月の前3月 ③研修計画に関する書類 ④会議の開催に関する書類 ⑤職員の割合に関する計算書(任意様式) ⑥介護福祉士の割合が関係する場合:介護福祉士の資格証の写し ⑦勤続年数が関係する場合:雇用契約書の写し
	介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 7 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ 伊達市ホームページ「介護職員等処遇改善加算について(事業者向け)」参照 <a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html</a>

# (3) 加算に関する届出

提供サービス	その他該当する体制等		(別紙3-2) 介護給付算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-3) 介護給付算定に係る体制等状況一覧表 以上の必要書類
32 認知症対応型 共同生活介護	夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	① (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
	職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従業者	① (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ② 職員欠員の経過についての報告書※任意様式(減算時) ③ 資格名証等の写し(減算解除時)
	身体拘束防止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	なし
	高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	なし
	業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	なし
	3ユニットの事業所が夜間職員を2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり	① (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
	夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	① (別紙46) 夜間支援体制加算に係る届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書写
	若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	① 若年性認知症利用者の担当者が確認できる書類(任意様式) ② (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	利用者の入院期間中の体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	なし
	看取り介護加算	□ 1 なし □ 2 あり	① (別紙47) 看取り介護加算に係る届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③ 看取りに関する指針 ④ 看取りに関する職員研修の開催状況が確認できる資料
	医療連携体制加算Ⅰ	□ 1 なし □ 4 加算Ⅰイ □ 3 加算Ⅰロ □ 2 加算Ⅰハ	① (別紙48) 医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③ (病院等との看護部の連携により24時間連絡できる体制を確保している場合) 連携に係る協定書の写し ④ 高度化した場合の対応に係る指針の写し
	医療連携体制加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	※医療連携体制加算Ⅰイロハのいずれかを算定している場合のみ算定可 ① (別紙48-2) 医療連携体制加算(Ⅱ)に係る届出書 ② 算定日の属する月の前3月間について、医療ケアが必要な者の受入人数が確認できる書類 ③ (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ④ (病院等との看護部の連携により24時間連絡できる体制を確保している場合) 連携に係る協定書の写し ⑤ 高度化した場合の対応に係る指針の写し
	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	① (別紙12-2) 認知症専門ケア加算に係る届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③ 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類 ④ 認知症介護に係る専門的な研修の修了書写し ⑤ 認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 【加算Ⅰ】 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了書写し 【加算Ⅱ】 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況
認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	① (別紙40) 認知症チームケア推進加算に係る届出書 ② 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類 【加算Ⅰ】 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し+認知症チームケア推進研修の修了証の写し 【加算Ⅱ】 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し+認知症チームケア推進研修の修了証の写し	
科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり	なし ※LIFEへの登録が「あり」となっていること	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり	① (別紙35) 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 ② 第二種指定医療機関との間で新型コロナウイルスの発生時等の対応を行う体制を確保していることが確認できる書類 ③ 協力医療機関等との間で、感染症(新興感染症を除く)の発生時等の対応を取り決めたことが確認できる書類 ④ 届出を行った医療機関等が行った院内感染対策に関する研修又は訓練への参加を確認できる資料(参加した日時が明記されているもの)	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	① (別紙35) 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 ② 届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることを確認できる資料(実施した日時が明記されているもの)	
生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	① (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ② 平面図(介護機器の配置を明示)、写真(介護機器等の配置が確認できるもの) ③ 要件を満たす委員会の議事概要の書類 ④ 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告内容	

# (3) 加算に関する届出

提供サービス	そ の 他 該 当 す る 体 制 等		(別紙3-2) 介護給付算定に係る体制等に關する届出書・ (別紙1-3) 介護給付算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要資料
32 認知症対応型 共同生活介護	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	① (別紙14-6) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定開始月の属する年度の前年度分 (3月を除く) or 届出日の属する月の前3月分) 【継続事業所】 → 算定開始月の属する年度の前年度分 (3月を除く) 【前年度の変遷が6月に満たない事業所 (新規または再開事業所)】 → 届出日の属する月の前3月 ③ 職員との割合に関する計算書 (任意様式) ④ 介護福祉士の割合が関係する場合は: 介護福祉士の資格証の写し ⑤ 勤続年数が関係する場合は: 雇用契約書の写し
	介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ	伊達市ホームページ「介護職員等処遇改善加算について (事業者向け)」参照 <a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html</a>

# (3) 加算に関する届出

提供サービス	その他該当する体制等	(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要書類	
54 地域密着型 介護老人福祉施設 入居者生活介護	夜勤勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型	なし
	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員 <input type="checkbox"/> 4 介護支援専門員	①(参考様式1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②職員欠員の経過についての報告書※任意様式(減算時) ③資格者証等の写し(減算解除時)
	ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可	①減算開始月の従業員の(参考様式1) 勤務体制及び勤務形態一覧表 ※新設した場合は、前月の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②ユニットリーダー研修修了証の写し(対応可の場合のみ)
	身体拘束防止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	安全管理体制	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	業務継続計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	なし
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(別紙38) 栄養マネジメント体制に関する届出書
	日常生活継続支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	※サービス提供体制強化加算と併算不可 ①(別紙37) 日常生活継続支援加算に関する届出書 ②入所者の状況が確認できる書類 ③介護福祉士の資格証の写し ④(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表等
	テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(別紙37-2) テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書 ②平面図(導入機器の配置を明示)、写真(導入機器等の配置が確認できるもの) ③入所者の状況が確認できる書類 ④介護福祉士の資格証の写し ⑤(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表等
	看護体制加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(別紙25-2) 看護体制加算に係る届出書 ②(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③看護士の免許証の写し
	看護体制加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(別紙25-2) 看護体制加算に係る届出書 ②(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③看護士・准看護士の免許証の写し ④看護職員との連携による24時間連絡できる体制が確認できる書類
	夜勤職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②1日平均の夜勤勤務職員数の算出根拠 ③【加算Ⅲ、Ⅳ】特定登録証等の写し
	テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(別紙27) テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 ②平面図(導入機器の配置を明示)、写真(導入機器等の配置が確認できるもの)
	準ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可	①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※記載上の留意点 ・日中、準ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ・夜間・深夜、2準ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ・ユニットごとにユニットリーダーを配置していること。 ②ユニットリーダー研修修了証の写し ③平面図または写真(プライバシーに配慮した個室的なしつうえになっていることが分かるもの)
	生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ	①訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることがわかる契約書(協定を含む)等の写し
個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅲ	①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②機能訓練指導員の資格証の写し	
ADL維持等加算(申出)の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	なし	
若年性認知症入居者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	なし	
常勤専従医師配置	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②医師免許証の写し	
精神科医師定期的産業指導	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	※「常勤専従医師配置」とは別の医師である必要あり ①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②精神科医師の医師免許証の写し	
障害者生活支援体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	①(参考様式1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②障害者生活支援員の資格証	

# (3) 加算に関する届出

提供サービス	その他該当する体制等		(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要資料
栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり		① (別紙38) 栄養マネジメント体制に関する届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③ 管理栄養士又は栄養士の免許証の写し
療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		① (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ② 管理栄養士又は栄養士の資格証の写し
配置医師緊急時対応加算	□ 1 なし □ 2 あり		① (別紙39) 配置医師緊急時対応加算に係る届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③ 配置医師等による24時間対応可能な体制が確認できる書類 ④ 医師免許証の写し
看取り介護体制	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		① (別紙34) 看取り介護体制に係る届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③ 看護士の資格証の写し ④ 看取りに関する指針の写し ⑤ 平面図（個室又は診察室を確認できるもの）
在宅・入所相互利用体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		なし
小規模拠点集合体制	□ 1 なし □ 2 あり		同一敷地内に複数の居住単位を設けていることが確認できる資料
認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		① (別紙12-2) 認知症専門ケア加算に係る届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③ 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類 ④ 認知症介護に係る専門的な研修の修了書写し ⑤ 認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 【加算Ⅰ】 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了書写し 【加算Ⅱ】 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況
認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		① (別紙40) 認知症チームケア推進加算に係る届出書 ② 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類 【加算Ⅰ】 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し+認知症チームケア推進研修の修了証の写し 【加算Ⅱ】 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し+認知症チームケア推進研修の修了証の写し
看護マネジメント加算	□ 1 なし □ 2 あり		① (別紙41) 看護マネジメント加算に関する届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
併せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		なし
自立支援促進加算	□ 1 なし □ 2 あり		なし
科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		なし
安全対策体制	□ 1 なし □ 2 あり		① 安全対策に係る外部研修の修了証 ② 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることの書類
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		① (別紙35) 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 ② 第二種指定医療機関との間で、感染症(新興感染症を除く)の発生時等の対応を行う体制を確保していることが確認できる書類 ③ 協力医療機関等との間で、感染症(新興感染症を除く)の発生時等の対応を取り決めたことが確認できる書類 ④ 届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練への参加を確認できる資料(参加した日時が明記されているもの)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		① (別紙35) 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 ② 届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実施指導を受けていることを確認できる資料(実施した日時が明記されているもの)
生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		① (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ② 平面図(介護機器の配置を明示)、写真(介護機器等の配置を確認できるもの) ③ 要件を満たす委員会の議事概要の書類 ④ 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告内容
サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		① (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定開始月の属する年度の前年度分(3月を除く)or届出日の属する月の前3月分) 【研修事業所】 →算定開始月の属する年度の前年度分(3月を除く) 【前年度の実績が6月に満たない事業所(新規または再開事業所)】 →届出日の属する月の前3月 ③ 職員の場合に関する計算書(任意様式) ④ 介護福祉士の場合が関係する場合:介護福祉士の資格証の写し ⑤ 看護師が関係する場合:雇用契約書の写し
介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰ □ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		伊達市ホームページ「介護職員等処遇改善加算について(事業者向け)」参照 <a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html</a>

# (3) 加算に関する届出

提供サービス	その他該当する体制等	(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要資料
77 複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員 ①(参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②職員欠員の経過についての報告書※(任意様式) (減算時) ③資格者証等の写し (減算削除時)
	身体拘束禁止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 なし
	高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 なし
	業務継続計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型 なし
	訪問看護体制減算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ①(別紙49) 看護体制及びサテライト体制に係る届出書 (看護小規模多機能型居宅介護事業所) ②算定日が属する月の前三月間における看護サービスの利用記録
	サテライト体制	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 2 減算型 ①(別紙49) 看護体制及びサテライト体制に係る届出書 (看護小規模多機能型居宅介護事業所)
	特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり なし
	中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当 なし
	認知症加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ ①(別紙44) 認知症加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)に係る届出書 ②(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し 【加算Ⅰ】 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し 【加算Ⅱ】 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画
	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ※認知症加算を算定している場合は算定不可 ①若年性認知症利用者の担当者が確認できる書類 (任意様式) ②(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	栄養アセスメント・栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ①(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②管理栄養士の免許証の写し
	口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ①(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ②言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し
	緊急時対応加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ①(別紙14) 緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ②(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ③看護部等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル (※看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合のみ) 【加算Ⅰ】 看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が確認できる書類
	特別管理体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可 ①(別紙16) 緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ②24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書・運営規程等)
	専門管理加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ①(別紙17) 専門管理加算に係る届出書 ②看護師の資格証の写し ③研修修了証
ターミナルケア体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ①(別紙16) 緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ②24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書・運営規程等)	
遠隔死亡診断補助加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ①(別紙18) 遠隔死亡診断補助加算に係る届出書 ②研修修了証	
看護体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ ①(別紙49) 看護体制及びサテライト体制に係る届出書 (看護小規模多機能型居宅介護事業所) ②算定日が属する月の前三月間における看護サービスの利用記録	
訪問体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ①(別紙45) 訪問体制強化加算に係る届出書 ②(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
総合マネジメント体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ ①(別紙42) 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 【加算Ⅰ】 日常的に利用者との関係のある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 【加算Ⅱ】 多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の写し(サンプルとして数件を提出) ②(参考様式1) 下欄①-④いずれか一つ以上実施していることが確認できる資料 ③地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること ④障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること ⑤地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ⑥市町村が実施する遠い在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること	

# (3) 加算に関する届出

提供サービス	そ の 他 該 当 す る 体 制 等		(別紙3-2) 介護給付算定に係る体制等に関する届出書・ (別紙1-3) 介護給付算定に係る体制等状況一覧表 以外の必要書類
77 複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	看護マネジメント加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	① (別紙41) 看護マネジメント加算に関する届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	排せつ支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
	生産性向上推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	① (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ② 平面図 (介護機器の配置を明示)、写真 (介護機器等の配置が確認できるもの) ③ 要件を満たす委員会の議事概要の書類 ④ 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告内容
	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	① (別紙14-5) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ② (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定開始月の属する年度の前年度分 (3月を除く) or 届出日の属する月の前3月分) 【継続事業所】 →算定開始月の属する年度の前年度分 (3月を除く) 【前年度の実績が6月に満たない事業所 (新規または再開事業所)】 →届出日の属する月の前3月 ③ 研修計画に関する書類 ④ 会議の開催に関する書類 ⑤ 職員の割合に関する計算書 (任意様式) ⑥ 介護福祉士の割合が関係する場合: 介護福祉士の資格証の写し ⑦ 勤続年数が関係する場合: 雇用契約書の写し
介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> A 加算Ⅳ	伊達市ホームページ「介護職員等処遇改善加算について (事業者向け)」参照 <a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html</a>	

## (4) 協力医療機関に関する届出書

### ※以下のサービスのみ提出要

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

・ 令和6年度の制度改正に伴い、協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

・ つきましては、対象となるサービス事業所は下記のとおり提出をお願いします。

#### ■ 提出書類

- ① 協力医療機関に関する届出書
- ② 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書・契約書等の写し）

#### ■ 提出期限

令和8年3月27日（金）

## (4) 協力医療機関に関する届出書

### ■サービス別 協力医療機関の要件

サービス種別	要件	左記要件を満たす医療機関を協力医療機関とすることに対する義務付け
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	①入所者の病状が急変した場合等において医師又は介護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ※③の医療機関は、医療法における病院に限る。	～R9.3.31：努力義務 R9.4.1～：義務 ※期限を待たず可及的速やかに連携体制を構築することが望ましい
認知症対応型 共同生活介護	①入所者の病状が急変した場合等において医師又は介護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	努力義務

## (4) 協力医療機関に関する届出書

### ■留意事項

- ・協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに提出してください。
- ・要件を満たす医療機関との連携に係る義務付けは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護はR9.3.31まで努力義務、認知症対応型共同生活介護は努力義務ですが、「(要件にかかわらず)協力医療機関を定め」「協力医療機関の名称を市に届出しなければならない」規定であるため毎年度提出をお願いします。
- ・年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認する必要があるため、届出書の「入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日」は、毎年度更新が必要です。

# 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症通所介護事業所

---

1. 基準条例について
2. 各種届出について
3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項
4. 電子申請届出システムについて
5. 介護職員等処遇改善加算について
6. 事故報告について
7. 指導及び監査について

### 3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項

- (1) 管理者の責務及び業務範囲の明確化
- (2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- (3) 高齢者虐待防止の推進
- (4) 「書面掲示」規制の見直し

#### (1) 管理者の責務及び業務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責任を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

## (2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

### 概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

### 単位数

#### 業務継続未実施減算

施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
その他のサービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

## (2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

### 算 定 要 件 等

以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

### (3) 高齢者虐待防止の推進

#### 概 要

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

### (3) 高齢者虐待防止の推進

#### 単 位 数

##### 高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

#### 算 定 要 件 等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## (4) 「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

※ 令和7年度から義務付け

# 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症通所介護事業所

---

1. 基準条例について
2. 各種届出について
3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項
4. 電子申請届出システムについて
5. 介護職員等処遇改善加算について
6. 事故報告について
7. 指導及び監査について

## 4. 電子申請届出システムについて

### (1) 伊達市での運用開始時期について

- 厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び加算届出を含む報酬請求に関連する申請届出について、介護事業所がすべての地方公共団体に対して、所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム」を令和4年度下半期より運用開始しています。  
(令和8年4月から、原則義務化)
- 伊達市では、**令和8年4月**より「電子申請届出システム」による介護事業所の申請届出等の受付を段階的に開始します。

#### 電子申請届出システムのメリット

- ・ 書類の印刷、郵送、持参などの手間や費用が削減されます。
- ・ 各保険者ごとに別の様式を準備する手間が削減されます。
- ・ 自動入力機能や入力漏れを防ぐチェック機能があります。

## (2) 電子申請対象の手続

○ 令和8年4月1日より、以下の手続きが電子申請届出システムで行うことができます。

### 1. 対象となるサービス

居宅介護支援、地域密着型サービス、総合事業サービス

### 2. 申請・届出可能な種類

●指定更新申請

●変更届

●加算届

※ 上記以外（「新規指定申請」、「その他（休止届・廃止届・再開届等）」）については、本市における電子申請届出システムの利用の準備が整い次第、別途ご案内いたします。

## (3) 電子申請届出システムの利用前準備について

### ① 「GビズID」を作成する

- 「電子申請届出システム（厚生労働省）」を利用するためには、「GビズID」の登録が必要となります。IDを持っていない法人は、別紙資料をご確認いただき、アカウントを作成してください。
- 「GビズID作成サイト」  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

#### 「GビズID」についてのお問い合わせ先

- ・ 「GビズID」作成サイトの問い合わせフォームや電話等(電話：0570-023-797)にお問い合わせください。(伊達市ではGビズIDに関するご質問には回答できません。)

## (3) 電子申請届出システムの利用前準備について

### ②登記情報提供サービスについて

- 「登記情報提供サービス」は、登記所が保有する登記情報をインターネットを利用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。
- 一部の申請等では、登記事項証明書の提出が必要となりますが、「登記情報提供サービス」を利用すると、伊達市へ登記事項証明書を提出する代わりに、同サービスで発行された照会番号を通知することで、伊達市で登記情報をシステム上で確認できるため、当該証明書の提出が不要となります。

#### 「登記情報提供サービス」についてのお問い合わせ先

- ・「登記情報提供サービス」のホームページよりお問い合わせください。  
(伊達市では回答できません。)
- ・登記情報提供サービス  
<https://www1.touki.or.jp/>

## (4) 電子申請届出システムの利用について

- “2. 電子申請対象の手続”に関する申請届出は、「電子申請届出システム（厚生労働省）」にログインして行うことができます。操作方法につきましては後述の参考資料をご確認ください。

### 参考資料

- 電子申請届出システム（厚生労働省）介護事業所向け操作ガイド  
[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operation\\_guide\\_2\\_20.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operation_guide_2_20.pdf)
- 電子申請届出システム（厚生労働省）操作マニュアル 介護事業所向け  
詳細版  
[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_2\\_00.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_2_00.pdf)

# 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症通所介護事業所

---

1. 基準条例について
2. 各種届出について
3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項
4. 電子申請届出システムについて
5. 介護職員等処遇改善加算について
6. 事故報告について
7. 指導及び監査について

## 5. 介護職員等処遇改善加算について

令和7年度における介護職員等処遇改善加算の取扱いをもとに作成しているため、今後変更等がある場合がございます。令和8年度の取扱いにつきましては、厚生労働省の通知を受けて、改めて詳細をご連絡いたします。

### (1) 加算対象サービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、（介護予防）短期入所生活介護、介護老人保健施設、（介護予防）短期入所療養介護（老健）、（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））、介護医療院、（介護予防）短期入所療養介護（医療院）

※介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

※基準上介護職員が配置されていないサービスについては、処遇改善加算の算定対象外とする。

## (2) 計画書・実績報告書の提出

### 計画書

加算の算定を受けようとする事業所は提出が必要です。

当該事業年度において初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出すること。

### 実績報告書

令和7年度に加算を算定している事業所は提出が必要です。

各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに提出すること。※令和7年度の提出期日は、通常の場合、令和8年7月31日となる。

### (3) 変更等の届出

- 当該加算を取得する際に提出した計画書に以下の変更があった場合には、変更の届出が必要です。
  - ・ 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員等処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
  - ・ 複数の介護サービスを提供する事業所について一括して介護職員等処遇改善計画書を作成する場合で、新規指定、廃止等により、対象事業所に増減があった場合
  - ・ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合。また、それに伴い該当する加算の区分の変更を行った場合
  - ・ 喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合
  - ・ 算定する新加算等の区分変更又は新加算等の新規算定を行う場合
  - ・ 就業規則を変更した場合（介護職員の処遇に関する内容に限る）
- 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げたうえで賃金改善を行う場合には、届出が必要です。

# 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症通所介護事業所

---

1. 基準条例について
2. 各種届出について
3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項
4. 電子申請届出システムについて
5. 介護職員等処遇改善加算について
- 6. 事故報告について**
7. 指導及び監査について

## 6. 事故報告について

### (1) 報告対象施設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、認知症グループホーム、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院、居宅介護支援、介護予防支援

## (2) 報告の対象となる事故

- (ア) 入所者（利用者を含む。以下同じ。）の事故による死亡
- (イ) 入所者の誤嚥による死亡
- (ウ) 入所者のその他の理由による死亡
- (エ) 入所者の誤嚥による負傷
- (オ) 入所者の骨折による負傷
- (カ) 入所者のその他の理由による負傷
- (キ) 入所者の誤薬  
(医師の処方どおりでない薬の服薬・投与が行われた場合)
- (ク) 職員の法令違反・不祥事等
- (ケ) 火災の発生
- (コ) 地震、津波、台風等の天災による被害
- (サ) 入所者の長時間の所在不明  
(概ね24時間経過しても発見できない場合等)
- (シ) 入所者間または職員の暴行等による入所者の死傷
- (ス) その他（ア）～（シ）までに準ずる重要な事項

### (3) 報告方法

原則、電子メール等の電磁的方法により行うこと。

### (4) 報告期限

- 第1報は、少なくとも様式の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

# 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症通所介護事業所

---

1. 基準条例について
2. 各種届出について
3. 令和6年度介護報酬の主な改定事項
4. 電子申請届出システムについて
5. 介護職員等処遇改善加算について
6. 事故報告について
7. 指導及び監査について

## 7. 指導及び監査について

### 指導の目的

介護保険施設等が適正なサービスを提供できるよう支援し、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」について、周知徹底し、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」を図ること。

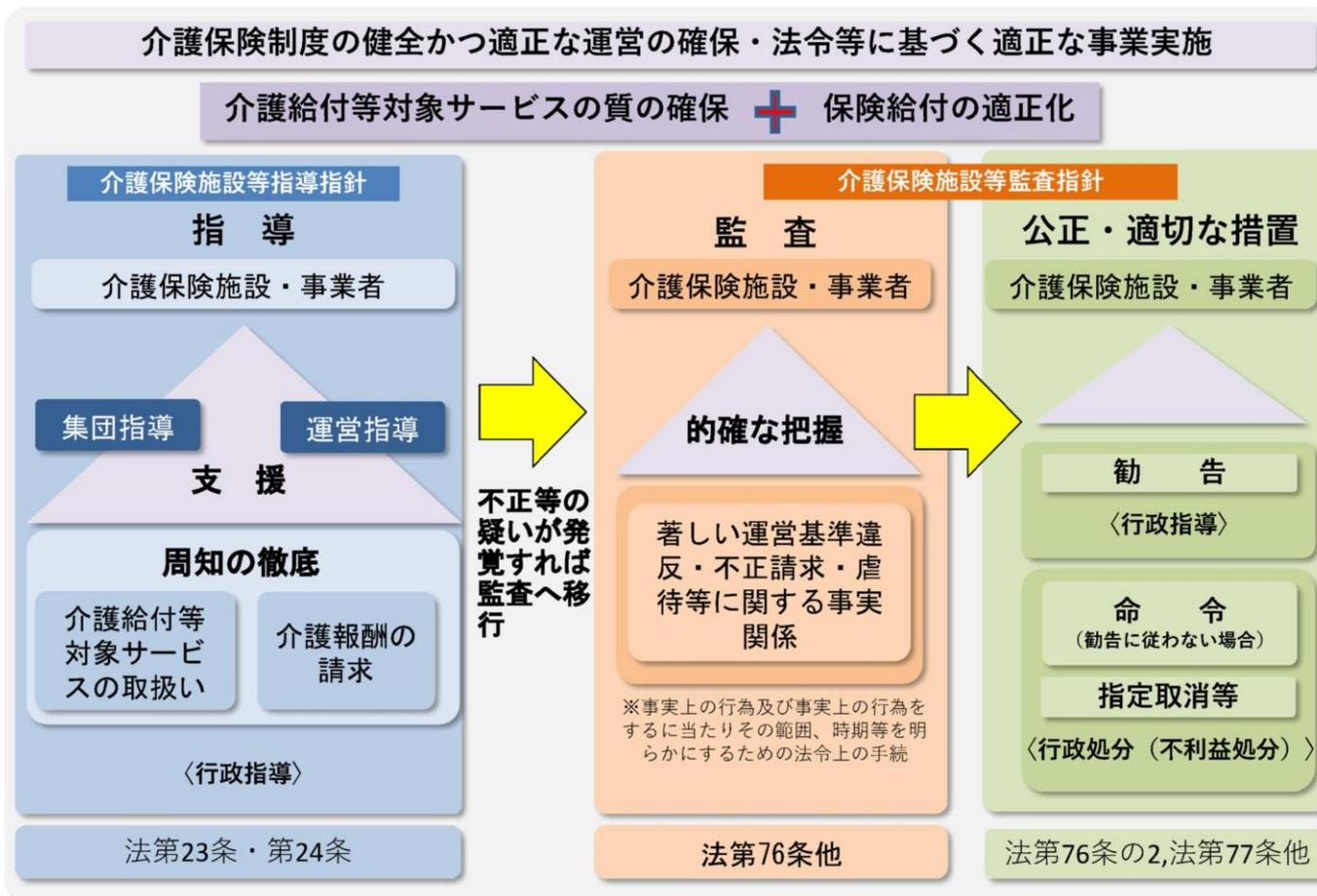
集団指導

運営指導

# 7. 指導及び監査について

## 厚生労働省資料

### 介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



## (1) 集団指導

### 指 導 内 容

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容及び制度改正等について

### 実 施 頻 度

年1回以上

### 実 施 方 法

集合、オンライン又は集合とオンラインのハイブリッド形式

### 実 施 通 知

集団指導実施日の概ね2月前以上

### 出 席 者

管理者

## (2) 運営指導

### 指 導 内 容

介護サービスの実施状況、基準等に規定する運営体制及び介護報酬請求等について

### 実 施 頻 度

- 指定の有効期間内（6年）に少なくとも1回以上
- 居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）、施設サービスについては、3年に1回以上

### 実 施 通 知

- 運営指導実施日の概ね1月前以上
- 緊急時等、速やかな状況確認が必要な場合、運営指導開始時に通知することもある。

### 実 施 方 法

管理者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で実施

## (2) 運営指導

### 結 果 通 知

- 概ね1月内に結果通知。
- 改善を要すると認められる事項がある場合には、改善報告を求める。
- 必要に応じて、改善報告の内容を実地で確認する。（モニタリングの実施）

### 返 還 指 導

- 介護報酬の請求誤りが認められた場合、過誤調整を指導することもある。

## (3) 監査

監査とは、基準条例違反、介護報酬の不正請求若しくは利用者への虐待行為が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ること。

### 実 施 通 知

- 監査開始時に文書で通知
- 運営指導を実施中に監査に移行した場合は口頭

### 行 政 上 の 措 置

- 勧告
- 命令
- 指定の取消し等

### 経 済 上 の 措 置

- 原則として5年間分を返還
- 40%の加算金が増えられることもある。

# 最 後 に

## 介護保険係 お問い合わせフォーム

### 「お問い合わせフォーム」

- 介護保険法に基づく運営基準や介護報酬等に係るご質問については介護保険係で回答しています。
- 当係へのご質問については、下記URLによりお問い合わせください。

- ・ 介護保険係 お問い合わせフォーム（伊達市HP）

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp//soshiki/15/82949.html>

- ・ 「お問い合わせフォーム（介護サービス事業者向け）」

<https://logoform.jp/form/Zm7z/1418459>